

申告受付会場と日時

昨年から日程と一部の会場が変わりましたので、ご注意ください。

受付会場	受付日時	
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月7日(木)・8日(金)・12日(火)	9:00~15:00
新郷公民館	2月13日(水)	
安行公民館	2月14日(木)	
神根公民館	2月15日(金)	
戸塚公民館	2月18日(月)・19日(火)	
芝公民館 ※芝市民ホール(芝支所と併設)ではありません。	2月20日(水)・21日(木)	9:00~16:00
青木会館 3階大会議室 ※市役所本庁舎ではありません。 ※申告者用駐車場はありません。	2月22日(金)~3月15日(金) (土・日曜日を除く) ※3月3日(日)は受付	

※各会場とも初日は大変混雑することが予想されます。混雑状況により受付終了時間を早める場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
※会場の駐車場には限りがあり、大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

市民税・県民税の申告受付を行います

平成31年度分(平成30年分)市民税・県民税の申告を受け付けます。
会場と日時を確認の上、ご来場ください。



青木会館 案内図



申告に必要なもの

- ◆市民税・県民税申告書(申告をするかたで2月になっても申告書が届かない場合は、お問い合わせください)
- ◆本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- ◆印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- ◆収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)

書など)

◆社会保険料(健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書または領収書

◆生命保険料(一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険)、地震保険料などの控除証明書

◆医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類(明細書は事前に記入してください)

◆そのほか申告に必要な書類(寄附金控除証明書など)※原則として書類は返却しません。控えが必要なかたは事前にコピーをしてから持参してください。

※医療費控除などの明細書の記入内容確認のため、税務署長などから提出・提示を要求される場合がありますので、領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

※確定申告は「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付されているかたのみ)が必要です。

郵送での申告がおすすめ

申告会場は大変混雑するため、郵送での申告をおすすめします。

申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号、必要事項(所得や控除など)を記入、押印し、番号確認書類(マイナンバーカードなど)のコピー・必要書類(控除証明書など)を同封の上、返信用封筒で郵送してください。(切手不要)

※記入内容を電話で確認することがあります。

公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等の収入の合計額が40万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。詳細

川口税務署からの 確定申告に関する重要なお知らせ

便利なID・パスワードを取得しましょう

平成31年1月から、e-Tax利用手続が簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Tax申告ができるようになります。

ID・パスワードは税務署で発行できます（所要時間5分程度）。ぜひお早めに取得してください。

※ID・パスワード取得の際は、運転免許証（写し可）などの本人確認書類を持参してください。

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」が便利です

申告書は国税庁ホームページから、パソコンやスマートフォンなどでいつでも作成できます。e-Tax送信（マイナンバーカードも使用可）、印刷して郵送のいずれかで提出してください。

平成31年1月から、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告するかた向けに、入力が簡単な「スマートフォン専用画面」を用意しています。

医療費控除に関する明細書の提出義務化

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告もできますが、窓口での時間短縮のため、明細書の事前作成をお願いします。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成30年分の確定申告から、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられなくなるなどの改正がありました。

詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサー No. 1195」をご確認ください。

問い合わせ…川口税務署個人課税第1部門
☎048-252-5141（代表）

は税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、**市民税・県民税の申告が必要な場合があります。**

◎国民健康保険に加入しているかたへ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要となります。

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度の 申請手続きをしたかたへ

市民税・県民税申告書（確定申告書含む）を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れずに申告してください。

◎給与支払報告書の提出

平成30年中に給与などの支払いをした事業所などは、給与の支払いを受けたかたの1月1日現在の住所所在地の市町村長に、給与支払報告書の提出が必要です。

※個人市民税・県民税は、原則特別徴収（給与天引き）となります。退職など普通徴収に該当するかたがいる場合には、総括表と給与支払報告書のほかに、普通徴収切替理由書（兼仕切書）の提出が必要となります。

提出期限…1月31日（木）

提出先…市民税課（郵送も可）

提出物…総括表と給与支払報告書

※普通徴収切替理由書（兼仕切書）は普通徴収切替者がいる場合のみ

問い合わせ…市民税課

☎048-259-7634・7635・7636・7245
FAX048-259-4541

◎今月の納期

市・県民税（第4期）・国民健康保険税（第7期）
納期限…1月31日（木）
納付は口座振替をご利用ください。コンビニでも納められます。なお、納期限を過ぎると、延滞金が増加される場合があります。

問い合わせ…納税課

☎048-259-7949 FAX048-259-4541
国民健康保険課
☎048-259-7671 FAX048-254-2282